

「相模原市まち・ひと・しごと創生本部」を設置し、 第1回本部会議を開催しました

まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号。以下「法」という。)が平成26年11月28日に公布され、市町村は、法第10条において地方人口ビジョン及び地方版総合戦略の策定が努力義務とされています。

本市では、相模原市まち・ひと・しごと創生本部(以下「本部会議」という。)を本日5月25日に設置するとともに、第1回本部会議を開催し、まち・ひと・しごと地方創生に係る人口ビジョン及び相模原市総合戦略の策定の考え方を決定しました。

本市においても、津久井地域ではすでに人口が減少しており高齢化が進行しています。また、本市の人口が平成31年をピークに減少に転じると想定されていることから、人口減少対策、雇用対策等を目的とする地方版総合戦略の策定は、必要な取組であるため、本市の総合戦略の策定に係る庁内検討組織として本部会議を設置するものです。

1 設置する機関の名称

相模原市まち・ひと・しごと創生本部

2 設置日

平成27年5月25日(月)

※設置と同時に第1回本部会議を開催しました。

3 組織構成

市長を本部長、副市長及び教育長を副本部長とし、各局・区長、各部長及び各副区長で構成する全庁横断的な組織

4 議題

相模原市総合戦略策定の考え方について

5 その他

相模原市まち・ひと・しごと創生本部の下部組織として、各局総務室等で構成する相模原市まち・ひと・しごと検討会議を設置します。

必要に応じて検討項目の担当課を組織に追加し、又は検討部会を設置します。

問合せ先

担当：企画政策課

042-769-8203

まち・ひと・しごと地方創生に係る「人口ビジョン」及び
「相模原市総合戦略」の策定の考え方の概要

【人口ビジョン策定の基本的考え方】

- 1 国の長期ビジョンを勘案しつつ、2010年国勢調査に基づく相模原市の将来人口推計の結果を基に、必要な調査・分析を加え策定する。
- 2 対象期間は国の長期ビジョンの期間（2060年）とする。

【総合戦略策定の基本的視点】

- 1 安定した雇用の創出
- 2 こどもを安心して生み、育てる環境の提供
- 3 定住促進、安全で安心なくらしの確保
- 4 首都圏南西部の広域交流拠点都市の形成

【策定スケジュール】

平成27年	5月	まち・ひと・しごと創生本部、検討会議の設置
	6月	外部団体等と意見交換会等の実施
	7月～9月	総合計画審議会（意見聴取）
	12月	パブリックコメントの実施
平成28年	2月	人口ビジョン及び相模原市総合戦略の策定